

地籍調査に関するよくある質問(1/2)

Q1	調査にどのくらい時間がかかるの？
A1	3か年を目安としています。 ※ 地籍調査には多くの工程があり、県や国の検査が必要なことから、複数年を要します。 ※ 現地立会いが完了できないなどの理由から、長期間にわたる場合もあります。

Q2	費用負担は誰がするの？
A2	市、県、国が負担します。 ※ 土地所有者へ個別に負担を求めることはありません。

Q3	私の土地だけ地籍調査してもらえる？
A3	個別に対応することはできません。 ※ 道路や水路などに囲まれた街区ごとに調査することになっています。

Q4	立会いは必ず行かなければならないの？都合が悪い場合はどうすればいいの？
A4	立会いはできる限りご本人に協力をお願いしていますが、やむを得ない場合は代理人をたててもらいます。 ※ 代理人をたてる際は、委任状を提出していただきます。

Q5	立会いに伴う交通費や宿泊費はどの？
A5	交通費、宿泊費はできません。 ※ 個人の財産である土地を明確にするための調査であることから、個人負担とされています。

Q6	民地と民地の境界は市が決めてくれるの？
A6	市が境界を決めることはできません。 ※ 隣接する土地所有者双方の同意により境界を決めていきます。

地籍調査に関するよくある質問(2/2)

Q7	登記簿面積と測量面積が大きく異なった場合は調整するの？
A7	土地所有者が同意している場合は、登記簿の面積と整合させるような調整は行いません。 ※ 面積の調査については、土地所有者との立会いのほか、既存資料などを参考に行います。

Q8	境界が決まらないときはどうなるの？
A8	「筆界未定」として調査を終了します。 ※ 地籍図、公図には「101+102」のような集合地番として表記されることになりま す。 ※ 地籍調査終了後に境界確定が必要になった際の測量費用は個人負担となりま す。

Q9	調査が終わるとどうなるの？
A9	登記所(法務局)に備え付けられている登記簿、公図が書き換えられます。 ※ 調査の成果は、県や国の検査を受けた後に登記所へ送付され、登記所はその成 果を基に登記簿、公図を書き換える作業を行います。

Q10	地籍調査により土地の面積が変わったら固定資産税はどうなるの？
A10	地籍調査後の面積で課税されることになります。 ※ 登記修正後、最初の1月1日より変更となります。